

24こ未第598号

平成24年11月21日

監査指導課長 様

こども未来課長
(公印省略)

「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」の一部改正について

このことについて、別添のとおり各市町長（中核市を除く）あて通知しましたのでお知らせします。

今回の一部改正により、24年度以降の決算に係る指導監査はもとより、現在指導監査中の23年度決算についても対応していただく必要がありますので、今後の指導監査におかれましては、当該通知の内容にご留意のうえ、適切に指導していただきますようよろしくをお願いします。



担 当：こども未来課幼保連携班 御厨

T E L：095-895-2684

F A X：095-895-2554

E-mail：mikuriya-naoki@pref.nagasaki.lg.jp

24こ未第598号

平成24年11月21日

各 市 町 長 様
(中核市を除く)
(保育所担当課長経由)

長崎県こども未来課長
(公印省略)

「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」の一部改正について

このことについて、別添のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から通知がありましたので送付します。

つきましては、当期末支払資金残高が当該年度の運営費収入の30%を超える場合の取扱いについて、今後は別紙のとおり対応しますので、ご留意いただくとともに、貴管内保育所へ周知徹底をお願いします。



担 当：こども未来課幼保連携班 御厨

T E L：095-895-2684

F A X：095-895-2554

E-mail：mikuriya-naoki@pref.nagasaki.lg.jp

当期末支払資金残高が当該年度の運営費収入の30%を超える場合の取扱いについて

平成24年11月21日
長崎県こども未来課幼保連携班

「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」の一部改正(平成24年11月5日付け雇児保発1105第1号)により、今後の取扱いは以下のとおりとしますのでご留意ください。

①平成23年度決算について

本通知後、指導監査を実施する保育所については、当期末支払資金残高が23年度の運営費収入の30%を超える場合、指導監査時に指導を行うとともに、別添積立預金等資金計画書を作成し、こども未来課あて提出するよう指導します。

また、その他の保育所についても年度内のできる限り早い時期に当該資金計画書を作成するよう指導する必要があるため、各市町におかれましては、貴市町内に所在する民間保育所の当期末支払資金残高の保有状況等について、別添当期末支払資金残高確認様式により各保育所へ確認のうえ、県へご提出をお願いします。(提出期限:平成24年12月25日必着)

なお、市町からの提出書類を確認後、当期末支払資金残高が23年度の運営費収入の30%を超えている保育所に対して、積立預金等資金計画書を作成し、提出するようこども未来課から通知します。

②平成24年度決算以降について

指導監査時に指導を行うことはもとより、積立預金等資金計画書を作成したにもかかわらず、次年度以降の決算において、当期末支払資金残高が当該年度の運営費収入の30%を超えている場合、当該決算年度の翌年度の1年間、民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)について加算を停止することとします。

例えば、23年度決算において、当期末支払資金残高が当該年度の運営費収入の30%を超えている保育所について、24年度決算においても運営費収入の30%を超えている場合、25年4月から26年3月までの1年間、民改費について加算を停止することとします。

また、23年度決算において、当期末支払資金残高が当該年度の運営費収入の30%を超えている保育所について、24年度決算では運営費収入の30%以内となっている場合でも、25年度決算において、運営費収入の30%を超えている場合、26年4月から27年3月までの1年間、民改費について加算を停止することとします。

なお、当期末支払資金残高が当該年度の運営費収入の30%を超えているかどうかの確認については、①の場合と同様の方法で、毎年6月頃を目途に県から市町へ、当期末支払資金残高の保有状況等の確認を依頼し、運営費収入の30%を超えていることを確認した保育所については、県から当該保育所へ資金計画書を作成し、県へ提出するよう指導または民改費について加算を停止する旨の通知(※)を行うこととします。

以上のことから、当期末支払資金残高が当該年度の運営費収入の30%を超えたため、積立預金等資金計画書を作成し、提出するよう県からの指導を受けた場合、その後の決算で運営費収入の30%を超えると、その都度、民改費について1年間加算を停止することになりますので、ご留意のうえ、貴市町内に所在する保育所への周知徹底についてよろしくお願います。

※長崎県の事務処理の特例に関する条例第2条の規定に基づき、民改費に係る事務を市町が行う場合は市町から当該保育所へ通知を行う。

雇児保発1105第1号
平成24年11月5日

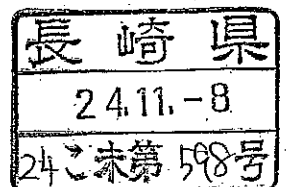
都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局 保育課長



「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」
の一部改正について

標記については、「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」(平成12年6月16日児保第21号)により取り扱われているところであるが、今般、一部取扱いについてその内容を明確にするため、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので通知する。



「保育所運営費の経理等について」の運用等について」の一部改正新旧対照表
 (平成 12 年 6 月 16 日 児保第 21 号各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部 (局) 長宛 厚生省児童家庭局保育課長通知)

改正後	改正前
<p>平成 12 年 6 月 16 日 児保第 21 号</p> <p>[一部改正]</p> <p>平成 14 年 3 月 29 日 雇児保発第 0329003 号 平成 16 年 3 月 30 日 雇児保発第 0330001 号 平成 16 年 6 月 28 日 雇児保発第 0628001 号 平成 17 年 3 月 9 日 雇児保発第 0309001 号 平成 19 年 3 月 30 日 雇児保発第 0330006 号 平成 24 年 3 月 30 日 雇児保発 0330 第 4 号 平成 24 年 11 月 5 日 雇児保発 1105 第 1 号</p> <p>都道府県 民生主管部 (局) 長 殿 各 指定都市 中核市</p> <p>厚生省児童家庭局保育課長</p> <p>「保育所運営費の経理等について」の運用等について</p> <p>(同右)</p>	<p>平成 12 年 6 月 16 日 児保第 21 号</p> <p>[一部改正]</p> <p>平成 14 年 3 月 29 日 雇児保発第 0329003 号 平成 16 年 3 月 30 日 雇児保発第 0330001 号 平成 16 年 6 月 28 日 雇児保発第 0628001 号 平成 17 年 3 月 9 日 雇児保発第 0309001 号 平成 19 年 3 月 30 日 雇児保発第 0330006 号 平成 24 年 3 月 30 日 雇児保発 0330 第 4 号</p> <p>都道府県 民生主管部 (局) 長 殿 各 指定都市 中核市</p> <p>厚生省児童家庭局保育課長</p> <p>「保育所運営費の経理等について」の運用等について</p> <p>保育所運営費の経理等については、「保育所運営費の経理等について」(平成 12 年 3 月 30 日 雇児保第 299 号) 及び「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 30 日 雇児保第 12 号) 等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおりの問答を取りまとめましたので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所に対して周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。</p>

(同右)

○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
運営費	
保育所運営費	
児発第 299 号通知	「保育所運営費の経理等について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号通知)
旧会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号通知)
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号、社援発第 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号通知)
運用指針	「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 3 号、社援発第 0727 第 1 号、障発 0727 第 2 号、老総発 0727 第 1 号通知) 別紙 1
雇児発 第 0312001 号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号通知)
経理規程準則	「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」(昭和 51 年 1 月 31 日社施第 25 号通知)
民改費	民間施設給与等改善費
児保第 12 号通知	「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 30 日児保第 12 号通知)
発児第 59 号の 5 通知	「『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』通知の施行について」(昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 5)
社援施第 9 号通知	「措置費(運営費)支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成 12 年 2 月 17 日社援施第 9 号通知)
児保第 13 号通知	「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成 12 年 3 月 30 日児保第 13 号通知)

(問1)～(問21) 略

(問22) 見発第299号通知3(2)について、当期末支払資金残高が、当該年度の運営費収入の30%を超える場合の取扱い如何。

(答) 当期末支払資金残高が、当該年度の運営費収入の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、運営費収入の30%を超えている場合には、超過額が解消されるまでの間、民間給与等改善費について加算を停止すること。

(問23) 私立認定保育所における299号通知の1(4)(5)の「民政費加算相当額」、1(5)の「運営費の3ヶ月分に相当する額」の算定はどのようなものか。

(答) (同右)

(問1)～(問21) 略

(新設)

(問22) 私立認定保育所における299号通知の1(4)(5)の「民政費加算相当額」、1(5)の「運営費の3ヶ月分に相当する額」の算定はどのようなものか。

(答) 交付要綱の保育所徴収金(保育料)基準額表の備考の2の記述のとおり、民間施設等給与改善費は保育料に含まれていないことから、1(4)及び(5)における「民政費加算相当額」については、私立認定保育所とそれ以外の保育所における差違はない。

また、私立認定保育所における1(5)の「運営費の3ヶ月分に相当する額」は、当該年度の4月から3月までの12か月の市町村の支弁額の4分の1の額となる。

事 務 連 絡

平成 24 年 11 月 5 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 保育担当部局 御中

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

「「保育所運営費の経理等について」の運用等について」について

日頃より保育施策の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

先般、平成 23 年度決算検査報告において、会計検査院より、民間保育所における当期末支払資金残高の保有状況について以下のとおり改善の処置を要求されたところです。

(会計検査院からの処置要求)

「当期末支払資金残高のうち、運営費収入の 30%を超えている過大な保有分については、指導監査において是正措置を執らせるなどの具体的な指導方法等を明確に定め、都道府県に対して通知を発するなどして周知すること」

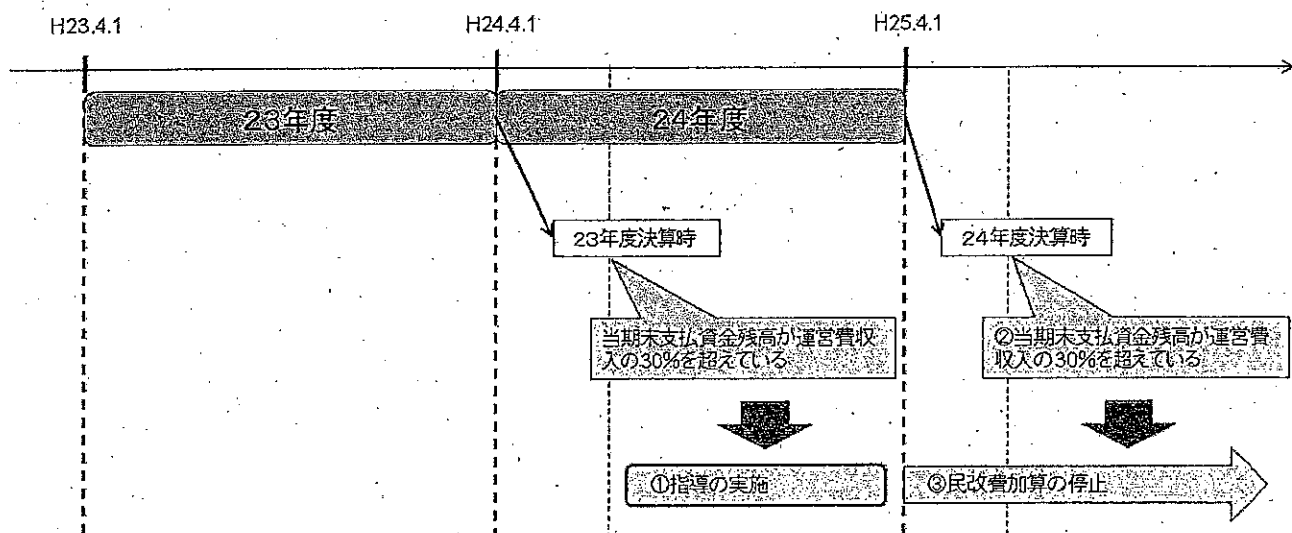
当期末支払資金残高の取扱いについては、「保育所運営費の経理等について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号)により、「運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入(私立認定保育所においては運営費収入及び保育料収入の合計額)の 30%以下の保有とすること」と

されているところですが、今般、『「保育所運営費の経理等について」の運用等について』（平成12年児保第21号）を改正し、運営費収入の30%を超えている場合の取扱いについて明確にしましたので、指導監督に当たって遺漏のないようお願いするとともに、その取扱いについて、管内市町村及び保育所を運営する法人等に対し、周知徹底をお願いします。

（参考）取扱いの具体例

平成23年度決算時に計上されている当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた運営費収入の30%を超えていた場合

- ① 将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、
- ② それでもなお、平成24年度決算時に計上された当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた運営費収入の30%を超えている場合は、
- ③ 平成25年4月から平成26年3月までの間、民改費全額について加算を停止する。



<照会先>

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 運営費係
代表：03-5253-1111（内線7929）

平成12年6月16日
児保第21号
[最終改正] 平成24年11月5日
雇児保発1105第1号

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生省 児童家庭局 保育課長

「保育所運営費の経理等について」の運用等について

保育所運営費の経理等については、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)及び「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第12号)等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり問答を取りまとめたので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所にして周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。

○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
運営費	保育所運営費
児発第299号通知	「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号通知)
旧会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号通知)
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発第0727第1号、老発0727第1号通知)
運用指針	「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発第0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号通知)別紙1
雇児発第0312001号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号通知)
経理規程準則	「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」(昭和51年1月31日社施第25号通知)

民改費	民間施設給与等改善費
児保第 12 号通知	「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」 (平成 12 年 3 月 30 日児保第 12 号通知)
発児第 59 号の 5 通知	「『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』 通知の施行について」(昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 5)
社援施第 9 号通知	「措置費(運営費)支弁対象施設における社会福祉法人会 計基準の適用について」(平成 12 年 2 月 17 日社援施第 9 号通知)
児保第 13 号通知	「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」 (平成 12 年 3 月 30 日児保第 13 号通知)

(問 1) 児発第 299 号通知を適用するためには、新会計基準に基づく経理処理を行わなければならないのか。

(答)

- 1 運営費については、平成 24 年 4 月 1 日より新会計基準により処理することとする。なお、平成 27 年 3 月 31 日(平成 26 年度決算)までの間は、従来の会計処理により、下記の取扱いができることとする。
- 2 民改費の管理費加算相当額を限度として児発第 299 号通知の別表 2 に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(借入金の償還金及びその利息を含む。)以外の経費等に対して充当する社会福祉法人、又は民改費の管理費加算相当額を超えて別表 2 に掲げる経費等に対して充当する社会福祉法人にあっては、旧会計基準により経理処理を行わなければならないものである。雇児発第 0312001 号通知(平成 16 年 3 月 12 日)の 1 の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める弾力運用のみを行うもの以外については、旧会計基準により経理処理を行うよう指導されたい。
- 3 なお、経理規程準則により経理処理する場合には、児発第 299 号通知及び児保第 12 号通知中の文言を以下のように読み替えて適用するものとする。

児発第 299 号通知中の文言	読み替え後の文言
事務費	管理費
積立預金	引当金
積み立て	繰り入れ
積立支出	引当金繰入
雇児発第 0312001 号	雇児発第 0312001 号。以下「雇児発第 0312001 号通知」という。
当期末支払資金残高	繰越金
積立目的	引当目的
施設に係る拠点区分	施設会計
施設拠点区分	施設会計

本部拠点区分	本部会計
別表 6 の収支計算分析表	社援施第 39 号通知の別表 3 の収支計算分析表
保育所に係る拠点区分	施設会計
当期資金収支差額	当期繰越金
事務費又は	管理費又は
支払資金残高	繰越金

(問 2) 児発第 299 号通知の 1(3)に関して、人件費積立資産、修繕費積立資産及び備品等購入積立資産についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答) これら三種の積立資産について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額合計が当該施設に係る拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）の事業活動収入の 5%を上回る場合は、児発第 299 号通知の 5(2)④により、収計算分析表の提出を要することとなる。

(問 3) 児発第 299 号通知の 1(4)及び別表 2 に関して、発児第 59 号の 5 通知の規定により、民改費の加算停止となっている場合にも、児発第 299 号通知の別表 2 に掲げる経費に充てることができるか。

(答) 発児第 59 号の 5 通知の第 1 の 3(5)に規定するとおり、児発第 299 号通知の別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって同通知の 1 の (2) の ①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。

(問 4) 児発第 299 号通知の 1(4)及び別表 2 に関して、平成 12 年 3 月 30 日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいのか。

(答) 児発第 299 号通知においては、一定の範囲での充当先は同一の設置者が設置する保育所及び同一設置者が実施する子育て支援事業に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成 12 年 3 月 30 日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

(問 5) 児発第 299 号通知に「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。

(答) 児発第 299 号通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれ得る。

(問 6) 児発第 299 号通知に「土地又は建物の賃借料」とあるが、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

(答) 従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与とすることが望ましい。

(問 7) 児発第 299 号通知の 1 (4)、(5) 及び別表 2 に関して、平成 11 年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答) 平成 11 年度以前の借入金に係る平成 12 年度以降の償還金に対して、充当することは可能である。

(問 8) 児発第 299 号通知の保育所施設・設備整備積立預金の経理上の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

- 1 保育所については、各施設ごとに積立金・積立資産の累計額が把握できるよう、それぞれの拠点区分ごとに各積立金・積立資産の累計額に係る明細表を作成（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、摘要欄にサービス区分名を記載すること。）することとされている（運用指針 19(1)）。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分において積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立（資産）金累計額として明細表を作成することとなる。
- 2 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る拠点区

分において、施設・設備整備を行う年度に、当該拠点区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。

- 3 「保育所施設・設備整備積立資産」の各保育所の拠点区分ごとの積立金累計額は一義的には、当該拠点区分に係る保育所の増改築に充てることを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所の増改築又は創設に充てようとする場合には、
 - ① 児発第 299 号通知の 1(4)により、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合
 - ② 児発第 299 号通知の 1(6)により事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）において承認された場合には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所の拠点区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。
- 4 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る拠点区分を設け、当該拠点区分に「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。
- 5 なお、保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、都道府県知事（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。

(問 9) 児発第 299 号通知の別表 2 等における租税公課とは具体的には何を指すのか。

(答) 保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。

(問 10) 児発第 299 号通知の 1(5)に関して「同一の設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。

(答) 子育て支援事業とは、児童福祉法第 21 条の 9 に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童福祉法施行規則第 19 条に規定する 3 種類の事業（従って合計 9 種類の事業）をいう。

児童福祉法施行規則第 19 条に規定する 3 種類の事業とは、通常、病児・病後児保育事業、特定保育事業、ファミリー・サポートセンター事業等と呼ばれているものを指す。例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。

子育て支援事業に該当するかどうかについては、国の補助を受けて実施している事業に限るものではなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名で呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。

したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。

なお、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた認定こども園における児童福祉法第39条に規定する児童以外の児童に対する保育を行う事業（以下「保育所型認定こども園の幼稚園機能部分」）についても子育て支援事業に該当するものであること。

(問11) 児発第299号通知の1(5)の②アに関して、第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。

(答)

1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。

このため、原則として局長通知の1(5)の②の通知（「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号））で示す指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。

2 第三者評価の結果の公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問12) 児発第299号通知の1(5)の②イに関して、「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのように行うのか。

(答)

1 入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受け付けていること。

2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。

3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表に

については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問 13) 児発第 299 号の 2(1)及び 3(2)に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答) 前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。

ただし、当該保育所を設置する法人の役員等が保育所の施設長等を兼務している場合の役員報酬は対象経費として認められない。また、例えば役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規定等を整備した上で支給しているものであることなど、人件費・事務費を問わず、保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。

(問 14) 児発第 299 号通知の 4(2)に関して、「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状況をいうのか。

(答) 具体的には、次のような事例が考えられる。

- 1 当該法人内の他の施設拠点区分において補助金収入（措置費及び運営費を含む。）の遅れ等により、資金不足が生じた場合
 - 2 当該法人内の施設拠点区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
 - 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合
- なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

(問 15) 児発第 299 号通知の 4(2)に関して、本部拠点区分への貸付の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答) 運営費等の同一法人内における貸付のうち、本部拠点区分に対する貸付について、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも社会福祉事業、公益事業又は収益事業に関する経費に限り認められるものであること。

(問 16) 民改費停止等となる場合はどのような場合か。

(答) 発児第 59 号の 5 通知の事由により、民改費が加算停止され得ることがある。

なお、民改費は、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所においては、その性質上、対象とならないものである。

(問 17) 発児第 59 号の 5 通知に関して、事業年度の翌年度に使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合の民改費の加算停止は、使用範囲に定める以外の支出等があった年度における民改費を加算停止するのか。それとも判明した年度における民改費を加算停止するのか。

(答) 発児第 59 号の 5 通知に基づく民改費の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成 12 年度の財務諸表を平成 13 年度に確認した結果、使用範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成 13 年の 4 月から平成 14 年 3 月までの民改費加算を停止することとなる。

なお、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、発児第 59 号の 5 通知に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であって必要と認められる期間、民改費の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。

(問 18) 発児第 299 号通知の 6 に関して、運用収入の取扱い如何。

(答) 運用収入については制限を設けていない。

(問 19) 発児第 299 号通知の 1.(4)、(5)及び別表 2 に関して、「保育所の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答) 保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所において、保育所周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所として駐車場の賃借が必要となった場合には、発児第 299 号通知の別表 2 の「保育所の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の 1 の(4)及び(5)により、支出が可能である。

(問 20) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に運営費を充てることは可能か。

(答) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、都道府県、市町村において使用目的、使用度などの判断を十分加えた上で、備品等購入積立資産及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えない。

なお、登所に用いるバスやワゴンについては、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」(平成8年6月28日児保第12号)の第1の間10及び11に定めるとおりである。

(問21) 児発第299号通知3(2)の当期末支払資金残高について、「当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。」とは、どういうことか。

(答) 今回の通知は今年度(平成16年度)運営費からの適用であるが、「当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。」とは、平成16年度決算時に計上されている当期末支払資金残高について、当該施設が当該年度に受け入れた運営費収入の30%以下であることをいう。

(問22) 児発第299号通知3(2)について、当期末支払資金残高が、当該年度の運営費収入の30%を超える場合の取扱い如何。

(答) 当期末支払資金残高が、当該年度の運営費収入の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、運営費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、民間施設給与等改善費について加算を停止すること。

(問23) 私立認定保育所における299号通知の1(4)(5)の「民改費加算相当額」、1(5)の「運営費の3ヶ月分に相当する額」の算定はどのようになるのか。

(答) 交付要綱の保育所徴収金(保育料)基準額表の備考の2の記述のとおり、民間施設等給与改善費は保育料に含まれていないことから、1(4)及び(5)における「民改費加算相当額」については、私立認定保育所とそれ以外の保育所における差違はない。

また、私立認定保育所における1(5)の「運営費の3ヶ月分に相当する額」は、当該年度の4月から3月までの12か月の市町村の支弁額の4分の1の額となる。

社会福祉法人により設置された民間保育所が保有する積立預金等について(厚生労働大臣宛て)

指摘の背景となった民間保育所が保有する積立預金の額に係る

国庫負担金相当額(支出) 765億4025万円

運営費収入の30%を超える当期末支払資金残高の額に係る

国庫負担金相当額(支出) 31億7124万円

1 制度の概要

(1) 児童保護費等負担金の概要

厚生労働省は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を、社会福祉法人が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用(以下「運営費」という。)の2分の1について児童保護費等負担金を交付している。

(2) 運営費収入から生じた積立預金等

民間保育所は、運営費を市町村から運営費収入として受け入れている。そして、厚生労働省は、「保育所運営費の経理等について」(平成12年児発第299号厚生省児童家庭局長通知)により、一定の要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、運営費収入を以下の積立預金(平成24年4月1日から適用される社会福祉法人の新会計基準においては積立資産。以下同じ。)に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができることとしている。

- ① 人件費積立預金(人件費の類に属する経費に係る積立預金)
- ② 修繕積立預金(建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立預金)
- ③ 備品等購入積立預金(業務省力化機器を始め施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立預金)
- ④ 保育所施設・設備整備積立預金(②及び③の用途範囲に加えて更に増改築に伴う土地の取得に要する費用等の用途範囲に係る積立預金。以下、②及び③と合わせて「施設整備積立預金等」という。)

また、当期末支払資金残高(流動資産と流動負債の差額(引当金等を除く。))以下同じ。)は、運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすることとされている。

したがって、運営費収入の残余は、積立預金又は当期末支払資金残高のいずれかに整理されることになる。

(3) 都道府県の指導監査

厚生労働省は、「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年児発第471号厚生省児童家庭局長通知)において、施設の運営管理全般にわたって総合的に児童福祉行政指導監査(以下「指導監査」という。)を実施することを定めている。指導監査においては、当期末支払資金残高について、これを有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているかなどについて着眼して監査することとされている。さらに、指導監査において繰り返し是正措置を執るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこととされている。

(4) 保育所整備に係る国等の財政支援

厚生労働省は、子育て支援対策臨時特例交付金を都道府県に交付し、これを財源に都道府県に基金

(以下「安心こども基金」という。)を造成させている。そして、民間保育所の改築等については、安心こども基金による保育所緊急整備事業により行うこととされている。

(5) 子ども・子育て支援のための新制度

24年8月に公布された子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等において、国は、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならないとされており、新制度の具体的な制度設計が行われることとなっている。

2 本院の検査結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 積立預金の状況

22年度末の民間保育所の積立預金については、当該民間保育所の財務書類によると、21都道府県に所在する6,563か所のうち5,850か所において積立預金が積み立てられており、その総額は2438億3568万余円(国庫負担金相当額765億4025万余円)となっていた。

しかし、多額の積立預金を保有している各民間保育所の人件費積立預金の額及び施設整備積立預金等の額と、それぞれの民間保育所の単年度の人件費支出額及び安心こども基金の保育所緊急整備事業を利用して現在の定員で施設を建て替える場合に必要となる自己資金の額とを比較したところ、積立預金の額が著しく多額となっている民間保育所が見受けられた。このように、必要と認められる額を大きく超えているおそれのある多額の積立預金はその使用計画を作成されず、使途について具体的に説明できないまま保有されていて、活用が図られないおそれがあると認められた。

(2) 当期末支払資金残高の状況

22年度の民間保育所の当期末支払資金残高については、当該民間保育所の財務書類によると、21都道府県に所在する6,563か所のうち724か所(全体の11.0%)が22年度の運営費収入の30%を超えており、都道府県による21年度分以前の指導監査において指導が行われていたにもかかわらず、このような状況が数年間是正されていない民間保育所も見受けられた。

上記の724か所における当期末支払資金残高の額は計304億9013万余円(国庫負担金相当額92億1308万余円)であり、この当期末支払資金残高のうち運営費収入の30%を超えている額の合計は105億1579万余円(同31億7124万余円)であった。このように、当期末支払資金残高の額が、民間保育所が過大な保有を防止する観点から定められた上限を超えている事態は、適切とは認められない。

3 本院が表示する意見及び本院が要求する改善の処置

厚生労働省において、子ども・子育て支援法等による新制度の具体的な制度設計が行われることを踏まえて、民間保育所の積立預金を含めた資金について、その保有が必要かつ適切なものであることについての透明性の確保を図ることなどにより、これが有効に活用されるよう、アのとおり意見を表示するとともに、過大な保有となっている民間保育所の当期末支払資金残高が是正されるよう、イのとおり改善の処置を要求する。

ア 新制度の設計に当たり、民間保育所の経営状況等の実態を調査し、運営費の使途が必要かつ適切なものであることについての透明性の確保を図る観点から、資金の流れが分かるよう、会計状況が明確になるような仕組みを設けることについて、関係者の意見等を踏まえつつ、制度の施行までに検討すること

イ 当期末支払資金残高のうち、運営費収入の30%を超えている過大な保有分については、指導監査において是正措置を執らせるなどの具体的な指導方法を明確に定め、都道府県に対して通知を発するなどして周知すること

【市町設置用】当期末支払基金高確保様式(平成23年度決算)

市町庁名:
 支庁名(欄外):
 (担当部署):
 (電話番号):
 (FAX番号):

NO	経営主体	法人名	保有者名	年度 起算年度	年度 終了年度	当年度収入 (A)		前期末支払基金高		当年度収入 加算収入		独立型施設支出		当期末支払基金高		当期末支払基金高 ②		備考	
						人件費 立派金	経費 立派金	人件費 立派金	経費 立派金	人件費 立派金	経費 立派金	人件費 立派金	経費 立派金	人件費 立派金	経費 立派金	人件費 立派金	経費 立派金		
1				23															
2				24															
3				25															
4				26															
5				27															
6				28															
7				29															
8				30															
9				31															
10				32															
11				33															
12				34															
13				35															
14				36															
15				37															
16				38															
17				39															
18				40															
19				41															
20				42															

1 この欄には、本市町に所在する民間保育所(私立認可保育所を含む。)に係る当該年度の収支計算書(備付対照表等の財務書類等を基に保育所別に作成してください。)
 2 「NO」(保有者名)は、次年度以降も引き続き利用し不替で、新規の保育所については、最後に追加してください。
 3 「年度」は、初年度が「23」としてください。なお、最終年度は、最終年度(20年度)の決算が決定した年度以降の行は非表示にしてください。
 4 「年度」は、初年度が「23」としてください。なお、最終年度は、最終年度(20年度)の決算が決定した年度以降の行は非表示にしてください。
 5 法人名等が途中で変更になった場合は、変更した年度から「旧名」(旧法人名)と「新名」(新法人名)を併記してください。(例: 委員会(旧) 平成25年2月1日)
 6 独立型等基金計画書の提出をした場合、「備考」欄に提出日を記載してください。(例: 委員会(旧) 平成25年2月1日)
 7 魚つり北は、社会福祉が入っているで、入力しないでください。収入確保追加のために行を挿入する場合は、計算式が壊れないようお確認してください。

